

労災保険の責任準備金 及び積立金について

令和6年9月30日 労災保険財政懇談会資料

令和5年度末責任準備金の算定について(1)

1 責任準備金の推移

	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	対前年度比較	
						(億円)	(%)
積立金	7兆8,239億円	7兆8,318億円	7兆8,180億円	7兆8,149億円	7兆8,454億円	305	0.39
責任準備金	7兆6,344億円	7兆5,048億円	7兆3,539億円	7兆7,541億円	7兆7,167億円	△373	△0.5
充足率(%)	102.5	104.4	106.3	100.8	101.7	-	-
積立金と責任準備金との差額	1,895億円	3,270億円	4,641億円	608億円	1,287億円	679	-

内訳

(単位:億円)

責任準備金 合計	傷病(補償)年金				障害(補償)年金			遺族(補償)年金	特別遺族 年金(石綿)	傷病・障害年金 →遺族へ移行分
	小計	じん肺	せき損	その他	小計	1～3級	4～7級			
77,167	2,390	431	927	1,031	26,401	8,495	17,906	46,416	444	1,516

令和5年度末責任準備金の算定について(2)

1 新規受給者数

(単位:人)

	新規受給者数	傷病(補償)年金				障害(補償)年金			遺族(補償)年金	特別遺族年金(石綿)
		計	じん肺	せき損	その他	計	1－3級	4－7級		
5年度	4,349	333	133	63	137	1,622	541	1,081	2,287	107
4年度	4,241	354	129	69	156	1,578	564	1,014	2,211	98
差	108	△21	－	－	－	44	－	－	76	9

2 年度末現在受給者数

(単位:人)

	年度末受給者数	傷病(補償)年金				障害(補償)年金			遺族(補償)年金	特別遺族年金(石綿)
		計	じん肺	せき損	その他	計	1－3級	4－7級		
5年度	189,883	3,652	1,072	1,326	1,254	78,431	16,971	61,460	106,812	988
4年度	194,737	3,977	1,244	1,413	1,320	80,345	17,256	63,089	109,483	932
差	△4,854	△325	－	－	－	△1,914	－	－	△2,671	56

3 平均年金額

(単位:万円)

	平均年金額	傷病(補償)年金				障害(補償)年金			遺族(補償)年金	特別遺族年金(石綿)
		計	じん肺	せき損	その他	計	1－3級	4－7級		
5年度	188	573	454	541	714	170	260	146	190	264
4年度	186	558	443	538	694	169	258	145	188	251
差	2	15	－	－	－	2	－	－	2	12

責任準備金変動の要因分解について

	平均年金額	年金受給者数	運用利回り	賃金上昇率	責任準備金
令和4年度末	傷病558万円 障害169万円 遺族188万円	傷病3,977人 障害80,345人 遺族109,483人	1.00%	1.5%	7兆7,541億円
令和5年度末	傷病573万円 障害170万円 遺族190万円	従前	従前	従前	7兆8,345億円
	傷病573万円 障害170万円 遺族190万円	傷病3,652人 障害78,431人 遺族106,812人	従前	従前	7兆6,069億円
	傷病573万円 障害170万円 遺族190万円	傷病3,652人 障害78,431人 遺族106,812人	1.12%	従前	7兆4,651億円
	傷病573万円 障害170万円 遺族190万円	傷病3,652人 障害78,431人 遺族106,812人	1.12%	1.7%	7兆7,167億円

責任準備金の増減
要因の内訳

平均年金額の変化
+804億円

年金受給者数の変化
▲2,276億円

運用利回りの変化
▲1,418億円

賃金上昇率の変化
+2,516億円

合計 ▲373億円

対前年度 ▲0.5% (=令和5年度末7兆7,167億円/令和4年度末7兆7,541億円)のうち、

- ・ 平均年金額の増加の影響が+1.0%程度
- ・ 年金受給者数の減少の影響が▲2.9%程度
- ・ 運用利回りの増加の影響が▲1.8%程度
- ・ 賃金上昇率の増加の影響が+3.2%程度

責任準備金の算定方法について

責任準備金の算定

責任準備金（将来にわたって年金を支給するために必要な積立金）の額は、次のように算定。

- (1) 年度末の年金受給者数と残存表（年金の受給を開始した人々が経過年数ごとにどのように推移するかをモデル化した表）を基に、次年度以降の各年度について年金受給者数を推計
- (2) 1人当たりの平均年金支給額に賃金上昇率を掛けることにより、次年度以降の各年度について1人当たりの平均年金支給額を推計
- (3) (1)の人数と(2)を掛けることにより、次年度以降の各年度についての年金支給額を算定
- (4) (3)で算定した各年度の支給額を運用利回りで割り引いて合計
- (5) 7つの区分ごとに(1)～(4)の計算を行い、合計した金額に、現在の傷病（補償）等・障害（補償）等年金受給者が将来死亡し、遺族（補償）等年金に移行した場合の遺族（補償）等年金分を足し上げる。

※7つの区分とは、①傷病（補償）等年金・じん肺、②傷病（補償）等年金・せき損、③傷病（補償）等年金・その他、④障害（補償）等年金1～3級、⑤障害（補償）等年金4～7級、⑥遺族（補償）等年金、⑦特別遺族年金（石綿）

(参考)残存表

責任準備金の算定に用いる残存表は次のように作成。

- (1) 障害・傷病年金については、年金受給者の年金記録データを基に、年金を支給する事由が生じた日から起算して受給権を失うまでの残存実績を算出することで、残存表を作成。
- (2) 遺族年金については、年金を支給する事由が生じた日から起算して、受給権者が
 - ① 2020年完全生命表（女性）に従って死亡するまでの期間
 - ② 子や孫の場合、2020年完全生命表（女性）に従って死亡するまでの期間及び18歳到達にて失権するまでの期間を算出すること等で、残存表を作成している。

1. 賃金上昇率の設定について

令和5年度末の責任準備金の算定では、賃金上昇率を1.7%と設定している。

⇒ これにより、n年後の平均年金額は、現時点の 1.017^n 倍となる。

○賃金上昇率設定の根拠

(1) 昨今の情勢より、

- ①統計による賃金上昇率が拡大していること
- ②内閣府の中長期の経済財政に関する試算（以下「中長期試算」という。）の公表系列に新たに追加された賃金上昇率の見込み等を踏まえて、昨年度に採用していた賃金上昇率 1.5% を 1.7% と設定。

(2) 令和5年1月の労災保険財政懇談会において、

- ① 将来の賃金上昇率を予測することは非常に困難であるが、昨今の情勢から、賃金上昇率の設定は上げることが妥当。
- ② 責任準備金は、現在年金を受給している方々のみを対象としており、足元から10年程度の経済を想定することが重要。
- ③ しばらくは運用利回りより賃金上昇率の方が高くなり責任準備金の水準が上がることも考えられる。
- ④ 責任準備金の算定に用いる基礎率については、社会情勢を捉えながら、少しずつ実態に合わせていくということが良い。という意見があったこと。

また、令和5年10月の労災保険財政懇談会において、

- ① 賃金上昇率の予測については、中長期試算による経済見通しなどを参考に設定する方針は良い。
- ② 今後も、中長期試算や毎月勤労統計等の指標を注視すること。
という意見があったこと。

年金スライド率について

1. 主旨

- ・ 労災保険年金は、原則として、個々の被災者の被災時における平均賃金を基に算定した給付基礎日額に基づき給付。
- ・ しかし、年金の給付は長期にわたるため、被災時の給付基礎日額に基づく給付額のままでは、必ずしも現実の稼得能力を反映したものにならない。
- ・ そのため、被災時の給付基礎日額に、労働者の平均給与額の変動に基づく「スライド率」を乗じることにより、年金給付の実質的価値を給付時の賃金水準に合わせている。

2. 算定方法

$$\text{令和6年8月以降の年金スライド率} = \frac{\text{令和5年度の平均給与額}}{\text{被災年度の平均給与額}}$$

- ・ スライド率は、毎年度8月～翌7月に給付する分ごとに改定。被災時期が異なれば、適用されるスライド率も異なる。
- ・ 平均給与額は毎月勤労統計のきまって支給する給与から算出
- ・ 被災時の翌々年度からスライド率に基づき改定
(令和6年8月以降のスライド率については昭和22年度（制度発足）～令和4年度に被災したものについて適用)

3. 年金スライド改定率の推移

年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
(%)	-0.04	0.51	0.47	0.21	0.58	0.52	0.07	-0.81	0.83	1.31	1.76

※ 前年度に適用されていた年金スライド率から当年度に適用となる年金スライド率への改定率（前年度からの伸び率）

賃金上昇率に関する参考資料(1)

毎月勤労統計のきまって支給する給与(対前年度比) ～調査産業計、事業所規模5人以上～



賃金上昇率に関する参考資料(2)

○労災年金スライド改定率の推移 及び きまって支給する給与の推移(調査産業計、事業所規模5人以上)

年度	年金スライド 改定率 (%)	きまって支給 する給与 (円)	前年度比 (%)	(参考) 消費者物価 指数(総合) 前年度比 (%)
平成26年度	-0.04%	262,325円	0.0%	2.9%
平成27年度	0.51%	260,800円	0.4%	0.2%
平成28年度	0.47%	261,345円	0.2%	-0.1%
平成29年度	0.21%	262,873円	0.6%	0.7%
平成30年度	0.58%	264,241円	0.5%	0.7%
令和元年度	0.52%	264,423 円	0.1%	0.5%
令和2年度	0.07%	262,286 円	-0.8%	-0.2%
令和3年度	-0.81%	264,471円	0.8%	0.1%
令和4年度	0.83%	267,938円	1.3%	3.2%
令和5年度	1.31%	272,608円	1.2%	3.0%
令和6年度	1.76%	—	—	—

年月	きまって支給 する給与 (円)	前年 同月比 (%)	(参考) 消費者物価 指数(総合) 前年同月比 (%)
令和5年6月	271,968円	1.4%	3.3%
令和5年7月	271,540円	1.3%	3.3%
令和5年8月	269,215円	1.2%	3.2%
令和5年9月	270,192円	0.9%	3.0%
令和5年10月	271,955円	1.2%	3.3%
令和5年11月	271,785円	1.0%	2.8%
令和5年12月	271,904円	1.2%	2.6%
令和6年1月	274,770円	1.1%	2.2%
令和6年2月	276,230円	1.5%	2.8%
令和6年3月	279,231円	1.5%	2.7%
令和6年4月	283,316円	1.6%	2.5%
令和6年5月	281,665円	2.0%	2.8%
令和6年6月	283,880円	2.1%	2.8%

(資料出所) 厚生労働省「毎月勤労統計」、総務省「消費者物価指数」

※年金スライド改定率は、表章した年度の8月以降に適用される。
当該改定率は、前々年度から前年度にかけてのきまって支給する給与の増減に基づき計算されるため、左表の改定率と前年度比との間では1年のずれが発生している。

※ きまって支給する給与の令和5年度前年度比(%)及び令和6年1月以降の前年同月比(%)は、母集団労働者数更新の影響を取り除いた伸び率を表章している。

経済状況の見込みに関する参考資料

○中長期の経済財政に関する試算(令和6年7月29日 経済財政諮問会議提出)より抜粋

各シナリオの主要な前提

	T F P 上昇率 (2023年度 0.7%)	労働参加率 ⁹ (2023年度 62.9%)
過去投影	近年の動向を踏まえ、直近の景気循環 ⁹ の平均0.5%程度で推移	女性と高齢者を中心に一定程度上昇 (2033年度 64.8%)
成長移行	過去40年 ¹⁰ の平均1.1%程度に到達	女性と高齢者を中心に過去投影ケースよりも上昇 (2033年度 65.8%)
高成長実現	日本経済がデフレ状況に入る前の期間 ¹¹ の平均1.4%程度に到達	同上

図6：消費者物価上昇率

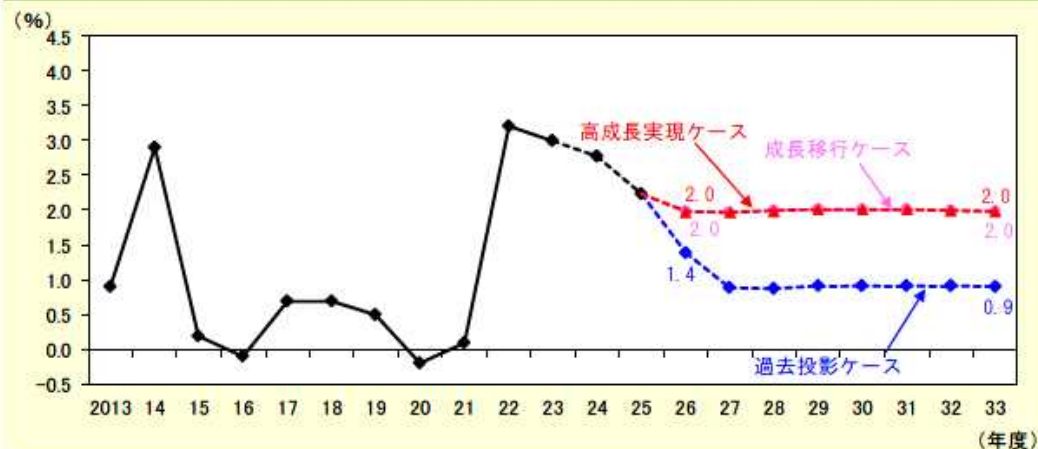


図5：賃金上昇率

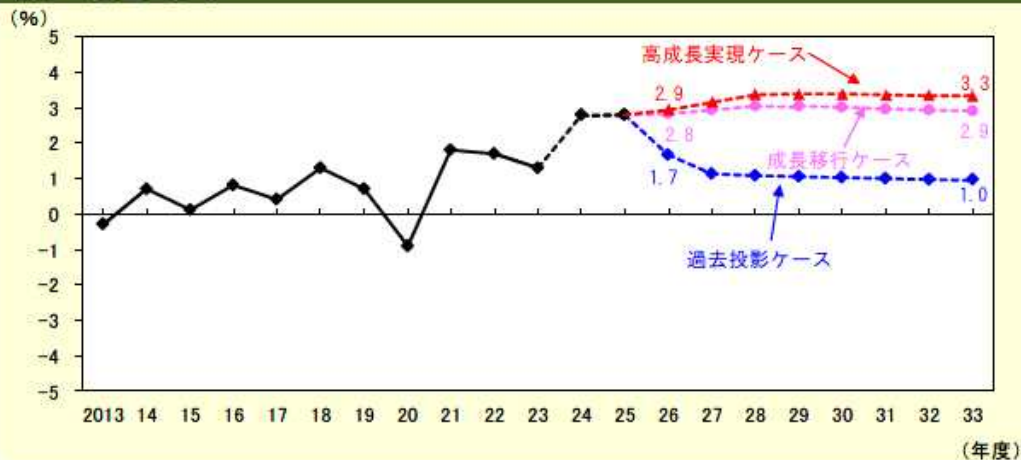
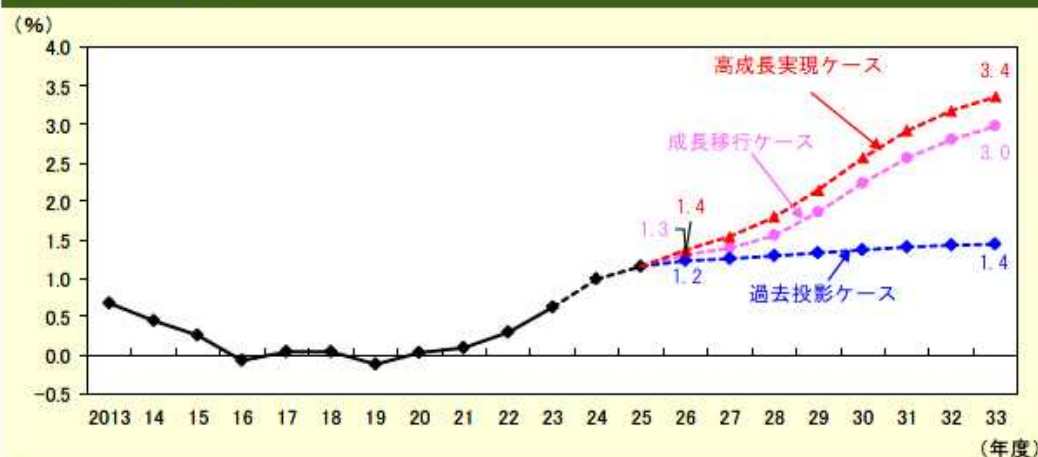


図7：名目長期金利



2. 運用利回りの設定について

令和5年度末の責任準備金の算定では、運用利回りを1.12%と設定している。

⇒ これにより、 n 年後の1年間に支払う年金額を現在価値に換算すると、 $\frac{1}{1.0112^{n-1}}$ 倍となる。

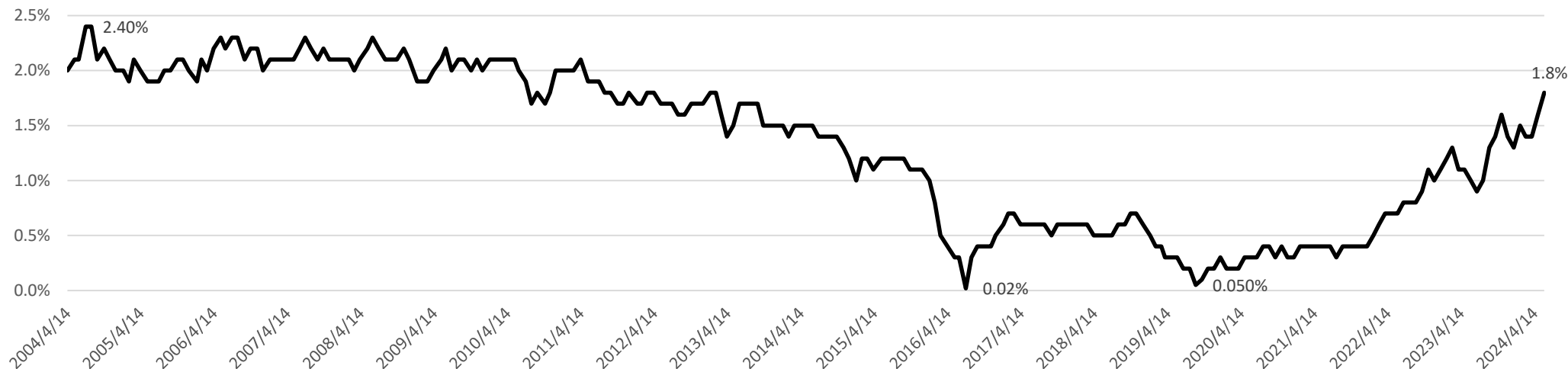
○運用利回りの設定の根拠

一般的に予定運用利回りは、過去の運用実績やポートフォリオを考慮して設定する（いわゆる期待収益率）。労災保険の場合、積立金の全額を財政融資資金に預託することとされており、毎年度4,000億円前後を18～20年単位で預託していることから、期待収益率は、①既に預託している預託債権から得られる利子収入、②償還期限が到来する債権を再預託する際の期間及び金利水準、に基づき算定できること。

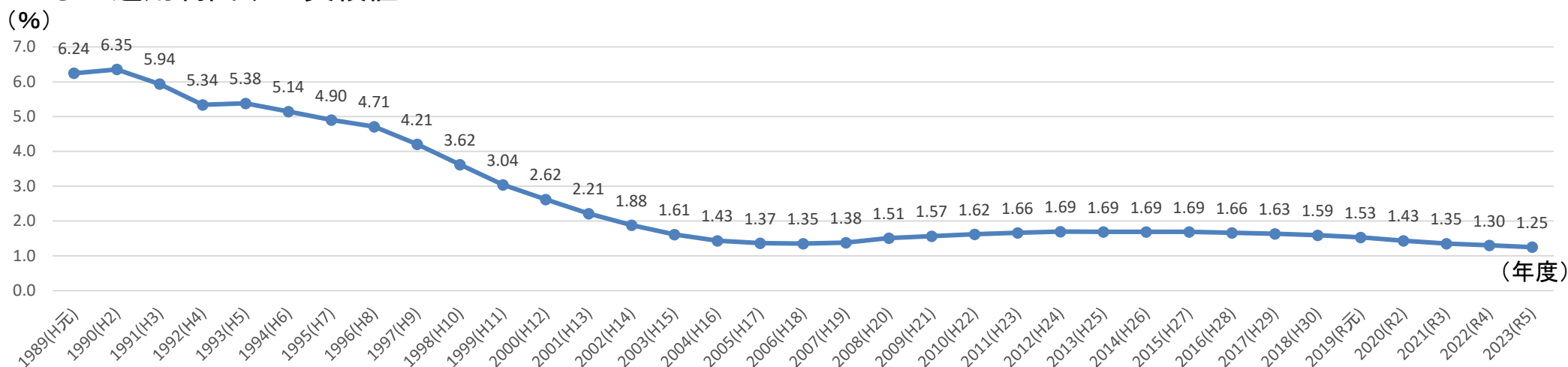
⇒ 今後の預託金利について、現下の預託金利水準が維持されると仮定し、今後6年間（労災保険率改定を含めた2回分の期間に相当）の利子収入を計算すると、年平均で1.12% 台の運用利回りとなることから昨年度に採用していた運用利回り 1.00% を1.12% と設定

積立金運用利回りに関する参考資料

○ 預託金利の推移 注 預託金利の利率は、約定期間20年以上21年未満を表章している



○ 運用利回りの実績値



労災保険財政懇談会の概要（論点と主な意見）※令和5年10月13日開催

- 賃金上昇率の予測については、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」（以下「中長期試算」という。）による経済見通しなどを参考に設定する方針は良いと考える。今後も、中長期試算や毎月勤労統計等の指標を注視すること。
- 運用利回りについては、短期的に賃金上昇率が運用利回りを上回る状況は想定されるところであり現時点で問題はないが、このような状況が長期的に続くことになるのであれば、預託金利の先行きについて、現下の預託金利が維持されると仮定するのではなく、中長期試算等による予測を考慮して見込む方法も検討してはどうか。
- 積立金は概ね 20 年単位で預託していることを踏まえて、運用利回りの設定に際して参照する指標として、預託金利の推移を示すだけでなく、実際の平均運用利回りの算出根拠も示したらどうか。
- 「労災保険率の設定に関する基本方針」の改定については、制度変更に伴う改定部分の方向性に問題はない。